

Title	韓国における政府-財閥関係について(野口祐教授退任記念号)
Sub Title	Government-Chaebol Relation in Korea(In Honour of Professor Tasuku Noguchi)
Author	柳町, 功(Yanagimachi, Isao)
Publisher	
Publication year	1992
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.35, No.1 (1992. 4) ,p.225- 233
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19920425-04056156">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19920425-04056156</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田商学研究  
35巻1号  
1992年4月

## 韓国における政府一財閥関係について

柳 町 功

<キーワード>

韓国経済 (Korean Economy), 財閥 (Chaebol(Business Group)), 経済力集中 (Concentration), 多角化戦略 (Diversification), 盧泰愚 (Roh, Tae Woo)

### I はじめに

韓国財閥に対する評価としては、1960年代からの急速な経済発展の担い手としての積極的かつ肯定的評価が存在し、他方では経済力集中の深化に代表される経済発展の諸矛盾の主体としての消極的かつ否定的評価が存在している。財閥の実態としては、それぞれの主張は一面を語っているに過ぎず、経済の発展過程の中で財閥自体の位置づけや役割も変化してきていると見るべきであろう。この意味で韓国経済の分析において財閥の存在は不可欠であるが、同時に政府の存在、特に政府一財閥関係の歴史的・構造的变化を抜きにして議論することはできない。そこで本稿においては、李承晩政権から全斗煥政権に至る従来の政府の対財閥政策と、現在の盧泰愚政権での対財閥政策を比較・検討し、政府一財閥関係の変化の状況および現在の韓国財閥が直面している問題点を吟味してみたいと思う。

### II 従来の政府の対財閥政策<sup>1)</sup>

韓国財閥の発展過程における特徴としては、経済開発計画に基づく輸出指向工業化政策に積極的にに対応し、政府の保護・育成の下で各種の特恵を最大限に活用しつつ、より多くの事業機会を獲得することで急速な成長を遂げたことが指摘できる。企業成長を第一に考えた企業戦略としては「非

1) ここでの議論を財閥の多角化戦略との関係から深めたものとして、拙稿「韓国財閥における新規事業展開について—事業構造の再構築を中心に—」『産業学会研究年報』第7号、1992年3月（刊行予定）を参照されたい。

関連型」多角化戦略が推進される場合が最も多く、結果として現在では巨大財閥ではほとんどの産業分野に系列企業を持つ「タコ足経営」状況が形成されている<sup>2)</sup>。一方、非関連型多角化に基づく急速な企業成長は経済力集中の深化と呼ばれる矛盾も生み出しており、華々しい経済発展に対する「影」の側面として、1980年代末頃からは特に厳しい批判の目が向けられているのは周知の事実である。

財閥こそは経済発展の「產物」であると同時に「主役」でもあったが、その財閥を支えたものは政府による積極的な保護・育成であった。しかし他方では、政府による厳しい規制・介入も行われていたことを指摘しておきたい。つまり政府の対財閥政策は、保護・育成を中心につつも、時には政治的・経済的な狙いから厳しい規制・介入を実施したという意味で、二面的性格を持っていたと言えよう。以下、各政権ごとの対財閥政策を概観してみる。

### (1) 李承晩政権

1948年の「大韓民国」成立後、李承晩政権の取り組んだ最大の課題の一つが経済の復興であったが、本格的には朝鮮戦争（1950～53年）後の1950年代後半になって漸く手がつけられたと言える。その当時、民間企業の保護・育成に重要な影響を及ぼしたのは、帰属財産（旧日本人所有の企業・財産など）の払い下げと、米国を中心とする海外からの援助物資の加工業（三白工業—製糖、製粉、毛織物）への事業進出であった。三星財閥をはじめとする現在の巨大財閥の中には、事業展開の歴史がこの時期に溯るものが多くあり、一部の企業の資本蓄積にとってはこの時期は重要な意味を持っていた<sup>3)</sup>。特に各種の事業進出に対しては、すでに生産設備を持つなどの実績を有する一部の企業家にさまざまな優先権（特恵）が与えられたため、政府と企業（財閥）との緊密な関係は重要な戦略となり、両者の密接な関係は社会的に大きな問題となっていた。三星財閥などは、この時期に最も急速に成長を遂げた財閥の一つであると言える。

### (2) 朴正熙政権

1961年の「軍事革命」後成立した朴正熙政権の特徴のひとつは、「開発独裁」と言われるよう、政府が軍事力を背景に前面に出て強力なリーダー・シップを發揮しつつ経済発展を牽引していった

2) 韓国財閥の多角化戦略についての代表的な研究としては、鄭求鉉『韓国企業の成長戦略と経営構造』大韓商工会議所（ソウル） 1987年〔韓国語〕、第4・5章を参照されたい。なお本稿における「巨大財閥」とは、総売上や総資産などを基準にした場合の上位10大財閥—三星、現代、ラッキー金星、大宇、鮮京、雙龍、韓進、韓国火薬、ロッテ、暁星—などを示している。

3) 財閥の資本蓄積過程に関する詳細な議論は、以下の文献などを参照されたい。高時天「韓国の企業と経営の特質」、谷浦孝雄「韓国における企業成長—三星グループを例として—」（隅谷三喜男編『韓国の企業経営』アジア経済研究所 1977年）。吳鍾錫『韓国企業の経営的特質—財閥系企業を中心として—』千倉書房 1983年。拙稿「韓国における近代的事業基盤の形成・発展の歴史的展開—韓国財閥への基本的視角の設定—」『三田商学研究』第32巻第3号、1989年8月。

ことである。朴正熙政権は、対財閥政策の第1として、李承晩政権時代に急成長した一部の財閥に対する「不正蓄財処理」を強行した。これは社会の混乱状態の収拾という政治的意図によるものであり、当初は非常に厳しい摘発が行われた。しかし経済再建という目標のために不正蓄財処理は緩和の方向に転換され、「経済開発計画」への実質的貢献を求めることで結局は終了したのである。一方財閥に対する保護・育成は、それまで以上に積極的に進められるようになった。一連の「経済開発計画」（1962年～）、「重化学工業化計画」（1973年）、「総合貿易商社指定制度」（1975年）などはその代表的政策であったが、それらの狙いは国内に唯一存在する低賃金労働力と日米を中心とする西側主要国から導入した資本、技術、部品、原材料類を結合し、輸出指向工業化を推進することであった。したがって、導入された限りある経営諸資源は工業化の担い手たる企業家、すなわち十分な経営力を備えたごく一部の企業家に集中的に配分されたのであり、合理性をもった選択であったと考えられる。またこのような過程の中で、政府一財閥関係が一層緊密化したことは容易に想像されよう。

### （3）全斗煥政権

朴正熙大統領暗殺後の混乱期に登場した全斗煥政権は、朴正熙政権と基本的には同様な性格、すなわち軍事的権力を基盤とした強権的政治・経済運営を行った。財閥に対しては、「産業合理化」（1980年代初め）、一部財閥の解体（1985年）にみられるように、かなり思い切った規制・介入政策を実施した。たとえば自動車業界の産業合理化は、現代自動車（現代財閥）とセハン自動車（現・大宇自動車一大宇財閥）の乗用車生産専業化などを骨子として進められたが、業界の強い反対もあり結局不十分な成果しか得られなかった。1985年には、当時経営不振に陥っていた韓国第7位の国際財閥に対し救済金融が打ち切られ、同財閥の解体が行われている。一方財閥の育成政策としては、1980年代初めから始まった市中銀行および公企業の民営化が指摘できる。朴正熙政権期には銀行は政府支配下にあったが、民営化によって巨大財閥の銀行部門への進出（大株主化）が進んだ。また鮮京財閥などは、公企業の払い下げ（大韓石油公社一現・油公）によって事業の垂直統合化を進め巨大財閥の基礎を築いている。

## III　盧泰愚政権の対財閥政策

盧泰愚政権の正式な成立は1988年2月であるが、民政党代表委員時代の1987年6月には「民主化宣言」を発表するなど、盧泰愚政権の実質的な開始は全斗煥政権末期に求められよう。1987年12月には大統領選挙が行われたが、その時の盧泰愚代表委員の選挙公約の一つに「経済正義の実現」があった。当時は経済力集中の深化という状況の中で、財閥に対する政治的・社会的批判が国民の中

でも高まっており、経済力集中の緩和・抑制は重要な政策課題となっていた。

盧泰愚政権の取り組んだ仕事は、政治的民主化と経済的民主化の2つに大別できるが、政権終盤期に入った現在、政治的民主化には一定の前進がみられたものの、経済的民主化については未だに試行錯誤の連続という状況にあると見られる。盧泰愚政権の対財閥政策と従来のそれとを比較してみると、従来の対財閥政策が基本的に保護・育成と規制・介入の二面的性格を持っていたのに対し、盧泰愚政権の場合は経済的な意図よりも政治的な意図によって、保護・育成よりも規制・介入の比重が著しく高まつたと思われる。それは韓国経済自体が従来のような高度成長時代から移行し、韓国経済を取り巻く内外の環境が大きく変化してきていることと深く関係している。高度成長を遂げた韓国経済において、財閥に対する保護・育成の必要性は大きく低下し、むしろ反対にその間深化する一方であった経済力集中に対する根本的な抑制が求められるようになってきた。しかし経済的にみると、韓国財閥の総合的な実力は国内では圧倒的であるが、国際的な面、特に日米先進国との熾烈な国際競争を十分に生きぬくだけの水準にはまだ至っていないように思われる。経済的な視点からはまだ財閥に対する保護・育成が必要であるが、政治的・社会的な視点からは思い切った規制や介入をせざるを得ないという矛盾した状況こそが、現在の対財閥政策の問題点の本質ではないだろうか。

最近の対財閥政策としては、「公正去來法(公正取引法)」改正による「大規模企業集団」指定(1987年～)とそれに基づく法的規制強化、大宇造船に代表される経営不振の財閥企業に対する救済回避(1989年3月)など、規制・介入強化の動きが窺われる。そこでここでは、「経済正義の実現」のために今まで進められてきた盧泰愚政権の代表的な対財閥政策を、若干具体的に考察してみたい。

#### (1) 非業務用不動産強制売却

1990年5月、政府は「非業務用不動産の強制売却指示」を出した。地価の高騰を押さえるために政府はこれまでに一連の投機規制法を施行したが、財閥の土地投機は一向に改まらず、超法規的手段として財閥の保有する土地を強制的に売却させる指示を発表したのである。特に10大財閥の場合、合計で土地1,569万坪の6ヶ月以内の売却が義務づけられたが、6ヶ月後にはその95%の売却が終了しており、一定の効果はあったと考えられる。財閥別には、売却依頼分までを含めると大宇、鮮京、東亜は完全処分し、最大の処分対象を有していた三星は99.9%，ラッキー金星は99.7%，韓国火薬は98.7%をそれぞれ売却している。また現代は71.1%，ロッテは68.7%と低水準に止まっている<sup>4)</sup>。

4) 1990年5月時点の状況は『中央経済新聞』[韓国語]および『日本経済新聞』1990年5月11日を参照されたい。6ヶ月経過後の売却処分状況は『中央経済新聞』1990年11月10日を参照されたい。なおここで「10大財閥」は処分対象不動産の保有規模基準によるもので、順に三星、鮮京、ラッキー金星、雙龍、現代、ロッテ、東亜、韓進、韓国火薬、大宇となっている。

## (2) 業種専門化一与信管理制度改編

1991年度前半の大きな争点となったものが「業種専門化一与信管理制度改編」問題である。まずこの政策の登場までの背景<sup>5)</sup>であるが、前述の大統領選挙時の選挙公約で掲げた「経済力集中の緩和」を受けて、1989年から青瓦台（大統領府）と商工部で「業種専門化」の作業が始まったのが発端である。続いて1990年9月には、製造業部門の国際競争力の低下という深刻な状況を受けて、盧泰愚大統領は「製造業競争力強化対策の分野別作成」を指示したが、その一環として財務部は「与信管理制度改編を通じた主力業種の育成」計画を作成し、1991年2月当時の財務部長官の国会答弁によって同政策が初めて公式の場に登場したのである。その後は財界の利益代表としての性格を持つ全国経済人联合会からの激しい反発、さらに何よりも政策内容に関する財務部、商工部、経済企画院、青瓦台相互間での混乱と対立が続いたが、財務部長官が更迭され政策立案の主導権が経済企画院・青瓦台に移行するのに伴い、政策の方向性が定められていった。5月1日には盧泰愚大統領の直接指示によって同政策の骨格が「業種専門化」+「与信管理改編」+「非業務用不動産売却」と決定され、6月1日からは早速実施に移されている。

この業種専門化政策の内容としては、次の4つに大別される。第1は業種専門化であるが、従来の巨大財閥に典型的にみられる「タコ足経営」の是正を目指し、系列企業群の中から製造業部門の「主力企業」3社を選定し専門化を図るというものであった。第2は与信管理改編であるが、製造業部門の国際競争力強化のために金融面からの支援を拡大するという狙いがあった。与信管理の対象は、従来の総資産基準から総貸出基準に変更され、同基準で選定される上位30財閥となった。また政府（銀行監督院）から許可を受けた「主力企業」3社については与信管理を全面的に解除し、事実上無制限の資金調達を可能とした。第3は非業務用不動産売却であるが、本来の業種専門化政策の効果を高めるため、前年度に実行された非業務用不動産強制売却までもが結合されたのである。つまり非業務用不動産の売却が済んでおらず依然所有している場合には、与信管理が免除される「主力企業」は1社に限定されるというものであった。このため多くの財閥が非業務用不動産の追加処分を行ったが、韓進財閥だけは処分が完了せず「主力企業」は大韓航空1社だけとなっている。第4は「株式分散優良企業」の選定である。これは特定の個人の持株率が8%以下の場合株式分散優良企業に選定され、主力企業と同様に与信管理が免除されるというものであった。起亜自動車（起亜財閥）や大宇重工業（大宇財閥）などが選定されている。

次にこの政策の問題点であるが、それは政策自体の問題点と政策運営上の問題点とに分けられる。前者としては、第1に「専門化」の対象が業種なのか企業なのか不明瞭であること、第2に「主力企業」は製造業のみに限定されており他の業種から選択できること、第3に「主力企業」

---

5) 詳細は『エコノミスト』中央日報社（ソウル） 1991年6月20日号 [韓国語]，46~49ページを参照されたい。

表 主力企業選定状況

(1991年8月27日現在)

順位	財閥名	確定企業	除外企業
1	三星	三星電子, 三星綜合化学, 三星重工業.	
2	韓進	大韓航空.	
3	大宇	大宇電子, *大宇造船, **大宇自動車.	
4	現代	現代自動車, 現代電子, *現代石油化学.	
5	ラッキー金星	ラッキー, 金星社, 金星エレクトロン.	
6	鮮京	油公, SKC, 鮮京インダストリー.	
7	韓一	韓一合織, *慶南毛織.	
8	雙龍	雙龍洋灰, 雙龍自動車, 雙龍精油.	
9	起亞	亞細亞自動車, 起亞起工, 起亞特殊鋼.	
10	大林	大林自動車, 大林窯業, 大林コンクリート.	
11	錦湖	錦湖, 錦湖石油化学, アシアナ航空.	
12	曉星	東洋ナイロン, 晓星重工業.	×晓星物産.
13	斗山	斗山機械, 斗山ガラス.	
14	韓国火薬	韓洋化学, *韓国火薬, *京仁エネルギー.	
15	東国製鋼	東国製鋼, 韓国鉄鋼.	×東国産業.
16	極東精油	極東精油, *極東都市ガス.	
17	極東建設	極東建設, 極東窯業.	
18	東亜建設	東亜建設, 大韓通運.	
19	ロッテ	湖南石油化学, *ロッテ製菓.	
20	東部	東部製鋼, 東部化学, 東部建設.	
21	三養社	三養社, 三南石油化学.	
22	コーラン	コーラン, コーラン・エンジニアリング, *コーラン石油化学.	
23	三美	三美綜合特殊鋼, 三美金属.	
24	碧山	碧山建設, *東洋物産, *碧山.	
25	宇成建設	宇成建設, 宇成産業.	
26	高麗合織	高麗合織, 高麗綜合化学, **高麗石油化学.	
27	漢拏	萬都機械, 漢拏セメント, *漢拏重工業.	
28	朝陽商船	朝陽商船, **三益綜合運輸.	
29	眞露	聯合電線, *眞露.	
30	東洋化学	東洋化学, 韓国カリ化学, オクシー.	

- (注) ·順位は新しい与信管理制度において管理対象基準となる「総貸出基準」による。
- 韓一, 韓進, ロッテの3財閥は, 1991年5月末現在「非業務用不動産」が未処分であった。その後韓一とロッテは処分終了に伴い主力企業の残り2社の追加申請権を得て申請した結果, ともに1社ずつの追加申請が認められた(慶南毛織とロッテ製菓)。韓進は結局処分が完了せず, 大韓航空1社のみの確定に止まった。
  - 最終的に主力企業3社…17財閥, 同2社…12財閥, 同1社…1財閥と確定。
  - \*………1991年5月8日以降に追加選定された主力企業。(11社)
  - \*\*………1991年8月26日に再度追加選定された主力企業。(4社)
  - ×………1991年8月26日に再度追加申請し, 却下された企業。(2社)
  - 起亜自動車(起亜財閥)と大宇重工業(大宇財閥)は主力企業となっていないが、「株式分散優良企業」として認定され, 主力企業と同様に与信管理の対象外となっている(本文参照)。

(出所) 各種新聞報道などより作成。

はどの財閥も一律に3社とされていること、第4に「主力企業」に対する無制限の資金供給が過剰投資・重複投資の危険を高めることなどが指摘できる。後者としては、第1に政策決定までの背景が示すように政策の統一性・一貫性が欠如していること、第2に何よりも政府の財閥に対する基本的認識の遅れなどが指摘できる<sup>6)</sup>。財閥に対する過度の保護・育成や行き過ぎた規制・介入という認識は、それが有効性を持ち得た「開発年代」と大きく環境の変化した現在にそのまま適用できるのであろうか。また一口に財閥と言っても、支配的な「5大財閥」（三星、現代、ラッキー金星、大宇、鮮京）とその他の中小財閥とでは極端に実力格差が存在している。財閥ごとの特徴を一切考慮しない財閥政策が、果たしてどこまで有効であり得るであろうか。なお表は、与信管理が免除される対象となる30財閥の「主力企業」選定状況を示している。今まで2回の追加選定が行われてきたが、当初申請した企業が認定を受けられなかった場合などは他の企業が代わりに申請されたりしたため、随所に変動の後が見られる。

### (3) 株式移動調査

1991年度後半には、「富の世襲」を徹底的に遮断するとの認識から、財閥の総帥一族に対する国税庁の厳しい調査が大きな話題になっている。なかでも韓国最大級の財閥である現代に対する厳しい姿勢はわが国にも詳しく報道されているが<sup>7)</sup>、単なる脱税事件の摘発に止まらない状況である。国税庁の発表によると、現代財閥の系列企業5社（金剛開発、現代海上火災、現代鋼管、現代精工、現代綜合木材）は1989年度に株式公開されたが、その前後で同社の株式が鄭周永名誉会長（現代財閥の創業者である総帥）から息子たちに大量に移動しており、それが贈与行為であること、また会社役員の名義を使って息子たちに株式を偽装分散していたことなどが明らかになった<sup>8)</sup>。また現代以外にも韓進などのいくつかの財閥が調査の対象となっているが、今後国税庁は株式や不動産を通じた贈与・相続行為に対しては徹底的に追跡し厳しく課税する方針であると表明しており<sup>9)</sup>、財閥の閉鎖性に対する政府の厳しい方針、すなわち「所有と経営の分離」、「企業公開を通じた株式の分散」を目指した方向が窺われる。また崔玗奎副総理兼経済企画院長官は盧泰愚大統領に「第7次経済開発5ヶ年計画」基本方針の中間報告を行った際、同計画が「（財閥の）所有分散に重点を置いた政策である」と位置づけている<sup>10)</sup>。さらに鄭元植国務総理（首相）も国会答弁の中で、「盧泰愚大統領の残任期間中、経済力集中現象を解消することに国政の焦点を合わせる」と述べ、「系列企業の公開促

6) 業種専門化政策の及ぼす影響については1)の拙稿を参照されたい。

7) 『日本経済新聞』1991年10月28日、11月1日、11月19日、11月22日。『日経産業新聞』1991年11月2日。なお11月1日に現代財閥に対する脱税の追徴金は1,361億ウォン（1ウォン=約0.17円）と発表されたが、これは当初の予想を大きく上回るもので、現代側は一時は支払拒否を宣言するなど強硬姿勢をとっていた。しかしその後は一転して全額支払いの意志を表明している。

8) 『毎日経済新聞』1991年10月8日〔韓国語〕。

9) 同上紙、1991年10月5日、10月8日。

10) 同上紙、1991年10月9日。

進および相続・贈与税の強化など所有分散政策を持続的に推進し、事業拡張も規制する」と異例の説明を行っている<sup>11)</sup>。これらの一連の発言には「経済正義の実現」がまだ十分に達成できておらず、強硬姿勢に転じつつある盧泰愚政権の対財閥政策の基本方針が集約されていると思われる。

#### IV むすびにかえて

本稿では韓国における政府一財閥関係を、政府の対財閥政策の変化という視点から整理したが、李承晩政権から全斗煥政権に至る時期の対財閥政策と、現在の盧泰愚政権でのそれには大きな変化が認められた。その背景には韓国経済を取り巻く環境の変化が存在しているのであるが、「開発年代」期には政府も積極的な保護・育成政策を実施してきた。しかし経済成長が進んだ1980年代末頃から一部の巨大財閥の突出した肥大化、すなわち経済力集中が深化してくると、財閥には厳しい批判の目が向けられるようになり、政府も時には厳しい規制や介入を行うようになった。韓国経済も「成長」から「分配」の段階に入ったと広く指摘される現在、財閥に対する見方は極めて厳しくなっており、「所有と経営の分離」や「企業の積極的公開」を誘導するためのさまざまな政策が打ち出されている。

しかしそうした政策には問題点も存在している。第1に、経営の主体はあくまで財閥自身であって政府ではない。「民主化」を進める政府が経営内部に強権的に介入するのは全くの筋違いであり時代錯誤であろう。「業種専門化」を推進すべきか否かは財閥自身が決定すべきことであって、政策的締めつけにより強要すべきことではないと思う。低賃金労働力という唯一の比較優位が喪失した韓国で、今後の国際競争力の高度化を進めるには技術力・研究開発力の高度化しか残されていないということはもはや明白である。従来のような規模拡張第一主義の「タコ足経営」的非関連多角化戦略が有効性を持ち得ず、自らのグループ内の比較優位部門に対して積極的に技術投資を進め、技術力・研究開発力の高度化に基づいた関連多角化あるいは垂直統合化という業種専門化を追求していくことの意義は誰の目にも明らかであろう。その意味で事業構造の再構築は、財閥自らの積極的な自己改革として行われるべきである。したがって政府の政策的方向性は競争環境・秩序の維持であり、そのための調整であると思われる。熾烈な競争の中でこそ企業は成長しうるのであり、競争に敗れ没落したとしてもそれは企業自らの責任だと考えるべきであろう。

第2に、残された政府規制の方向である。韓国の財閥企業は国際競争力の低下という極めて厳しい状況にあるが、極端な経済力集中への抑制は別として、従来の規制は企業自体に向けられてきたものが非常に多かった。内外の環境変化に適応できなくなりつつあり、技術開発力の高度化にとっ

---

11) 同上紙、1991年10月11日。

てもマイナスとして作用する面が強い閉鎖的な所有・支配構造こそが問題なのであり、財閥の財閥たる所以である一部の家族・同族によるこの閉鎖的支配にこそ厳しい対処が望まれるところである。従来は、本来財閥家族に対しなされなければならない規制が実際には財閥企業に対し行われ、その結果企業の経営力を弱める方向に作用してきた面が強いと考えられる。<sup>12)</sup> 別の言い方をすれば、政府の企業育成は企業家育成として作用し、企業家規制が企業規制として作用してしまったと考えられる。政府としては、こうした閉鎖的所有・支配構造を基準とした「財閥」と「企業(グループ)」の区別が何よりも第一に考えられなければならないであろう。

[名古屋商科大学商学部専任講師]

---

12) 同様な見方をする代表的論者として、趙東成氏の次の見解などを参照されたい。「崔瑩圭副総理の対談」および「討論・財閥改造、どのようにするか」『月刊朝鮮』朝鮮日報社(ソウル) 1991年9月号[韓国語]、362~384ページ。